

## 議第55号

三島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案

三島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年三島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「第19条第7号」を「第19条第9号」に改め、同条第3項ただし書中「第19条第7号」を「第19条第8号」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年9月7日提出

三島市長 豊岡 武士